

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
げんどうしゃぜいしんこく ほうこく しけんひょうしきこう ふ しんせいしよ
げんどうきつきじてんしゃ びんごうしゆしどうしゃ
 (原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

四條畷市長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種別		基本コード
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	標識番号
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	納税義務発生 年 月 日 令和 年 月 日
				旧標識番号

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地 〒 □□□□-□□□□	所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()		
	使用者	住所又は所在地 〒 □□□□-□□□□	主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
届出者	所有者	(ふりがな)氏名又は名称	車名	型式及び年式	原動機の型式番号	
	所有者	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号	車台番号	型 年式	総排気量又は定格出力 L kW	
	使用者	(ふりがな)氏名又は名称	長さ	型式認定番号	幅	最高速度 km/h
本人確認欄	使用者	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 電話番号	譲渡販売証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 大阪府・()公安委員会 古物商営業許可番号 第 号		
	本人確認欄	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> その他 ()	* 古物商営業許可者以外からの譲渡、個人販売を受ける場合は、市町村発行の申告済証を添付してください。			
			入力日	整理番号		

記載要領

- この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
 - 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口（チェック欄）にレを記入すること。
 - 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
 - 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
 - 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
 - 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
 - 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
また、業として古物を販売する者は古物営業許可番号を記入すること。
 - 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 備考 申告者・報告者については、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
- 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
 - 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書

次の事項に関する場合は、この申請書を税務課に提出してください。

- ・原動機付自転車を購入した場合
- ・原動機付自転車を譲り受けられた場合
- ・所有者の住所が変更された場合

なお、この申請書とは別に販売証明書(申告済証)が必要になります。

※原動機付自転車以外の異動については、下記(又は住所地管轄)の各機関へお問い合わせください。

・ 軽二輪(125cc超～250cc以下)	近畿運輸局大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1(TEL 050-5540-2058 テレホンサービス)
・ 二輪の小型自動車(250cc超)	
・ 軽三輪	軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 (TEL 050-3816-1841 軽自動車税検査協会コールセンター)
・ 軽四輪	